

1:15

1:30

# 愛知県後期高齢者医療の事業概況

平成 28 年

愛知県後期高齢者医療広域連合

## 目次

I 愛知県後期高齢者医療広域連合の概要	1
1 後期高齢者医療制度及び広域連合の沿革	2
2 広域連合の組織	6
(1) 組織図	6
(2) 愛知県後期高齢者医療広域連合役職者名簿	7
(3) 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿	8
(4) 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会委員名簿	9
3 平成 28 年度予算の概要	10
(1) 予算編成方針	10
(2) 会計別予算額	10
(3) 一般会計	11
(4) 後期高齢者医療特別会計	14
II 後期高齢者医療制度の概要と状況	19
1 被保険者の状況	20
(1) 被保険者数	20
(2) 年齢階層別被保険者数	20
(3) 所得区分別被保険者及び被扶養者であった被保険者数	21
(4) 取得事由別の被保険者数の状況	24
2 保険料	25
(1) 保険料率の改定	25
ア 保険料率の推移	25
イ 平成 28・29 年度保険料率改定の概要	26
(2) 保険料の賦課状況	26
ア 算定方法（平成 28・29 年度）	26
イ 保険料の軽減	27
ウ 保険料の減免	29
(3) 保険料の収納状況	30
3 医療給付	32
(1) 療養給付費	32
ア 療養の給付	32
イ 入院時食事療養費	32
ウ 入院時生活療養費	32
エ 訪問看護費	32
(2) 療養費	32
(3) 特別療養費	33
(4) 移送費	33
(5) 高額療養費	33
(6) 高額医療・高額介護合算療養費	34
4 葬祭費の支給	34

5 不正利得及び不当利得の徴収	35
6 第三者行為による損害賠償請求	35
7 医療費適正化事業	35
(1) 重複・頻回受診者の適正受診にむけた指導	35
ア 頻回受診者の市町村へのデータ提供	35
イ 頻回受診者への訪問指導事業	35
(2) ジェネリック医薬品の普及啓発	36
ア ジェネリック医薬品希望カード	36
イ ジェネリック医薬品利用差額通知	36
(3) 医療費通知	36
(4) 二次レセプト点検業務	36
(5) 介護保険との給付調整に係るレセプト点検	37
(6) 柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ適正化啓発事業	37
8 一部負担金の減免	37
9 保健事業	38
(1) 健康診査事業	38
(2) 歯科健康診査事業	38
10 長寿・健康増進事業(国の特別調整交付金対象事業)	39
(1) 協定保養所利用助成事業	39
(2) 人間ドック(脳ドックを含む)助成事業	39
<b>III 参考資料</b>	<b>41</b>
1 財政状況	42
(1) 一般会計決算の概要	42
ア 歳入	42
イ 歳出	42
(2) 後期高齢者医療特別会計決算の概要	43
ア 歳入	43
イ 歳出	43
2 広域計画	44
<b>IV 統計表(平成23年度～平成27年度)</b>	<b>47</b>
1 市町村別被保険者数(年度末)	48
2 市町村別収納率(現年賦課分)	50
(1) 現年賦課分	50
(2) 滞納繰越分	52
3 保険給付実績	54
4 市町村別一人当たり医療費	64
5 医療費等決算数値の推移	65
6 市町村別健康診査事業実績	67



## I 愛知県後期高齢者医療広域連合の概要

## 1 後期高齢者医療制度及び広域連合の沿革

年度	国等の動き	愛知県後期高齢者医療広域連合の動き
H18	2月 「健康保険法等の一部を改正する法律案」閣議決定・国会提出 6月 「健康保険法等の一部を改正する法律」公布 9月 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」公布	5月 「愛知県後期高齢者医療広域連合設立準備事務検討会」設置 8月 「愛知県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を設置 1月 県内全市町村の議会において「後期高齢者医療広域連合規約」が議決 3月 広域連合設立（許可） 松原武久名古屋市長が初代広域連合長に選出 (以降、歴代広域連合長の就任状況は5ページに掲載)
H19		7月 平成19年第1回広域連合議会定例会 愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画策定 10月 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会 11月 平成19年第1回広域連合議会臨時会 2月 平成20年第1回広域連合議会定例会 3月 コールセンターの設置 (7月まで)
H20	4月 「高齢者の医療の確保に関する法律」施行  9月 「高齢者医療制度に関する検討会」設置 (平成21年3月まで7回にわたり議論) 3月 「高齢者医療制度に関する検討会」とりまとめ ○高齢者をはじめ、すべての世代の納得と共感が得られるものとなるよう、必要な見直しを着実に進めていく必要がある。	4月 後期高齢者医療制度施行（発足） 被保険者数61万3千人余 7月 平成20年第1回広域連合議会臨時会 8月 平成20年第2回広域連合議会定例会 2月 平成21年第1回広域連合議会定例会 (以降、各年度において臨時会を1回、定例会を2回開催)
H21	4月 「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」とりまとめ ○法律に規定する5年後の見直しを前倒しして、よりよい制度への抜本的な改善・見直しを図る。 9月 民主党政権発足  11月 「高齢者医療制度改革会議」設置 (平成22年12月まで14回にわたり議論)	6月 「協定保養所利用助成事業」開始  10月 平成21年度第1回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会 平成21年度第2回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会 (以降、各年度において懇談会を2回開催)

年度	国等の動き	愛知県後期高齢者医療広域連合の動き
H22	<p>5月 「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布        ○被用者保険等保険者について、後期高齢者支援金の1／3を総報酬割で算定。        ○財政安定化基金について、保険料の引き上げ抑制に活用。        ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置を延長。</p> <p>12月 「高齢者医療制度改革会議」最終とりまとめ        ○後期高齢者医療制度は廃止し、地域保険は国民健康保険制度に一本化。        ○公費負担割合を実績47%から50%に引き上げ。        ○後期高齢者支援金の被用者保険者間での按分方法を各保険者の総報酬に応じた負担とする。</p>	<p>7月 「ジェネリック医薬品希望カード送付事業」開始</p>
H23	<p>6月 「社会保障・税一体改革成案」政府・与党社会保障改革検討本部決定        ○高齢者医療制度の見直し</p> <p>2月 「社会保障・税一体改革大綱」閣議決定        ○高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、具体的な内容について関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案提出。</p>	<p>4月 「肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業」開始（平成26年10月まで）        6月 被保険者数70万人超え</p> <p>2月 第2次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画策定</p>
H24	<p>6月 三党合意「確認書」        ○今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。</p> <p>8月 「社会保障制度改革推進法」成立        ○今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る。</p> <p>11月 「社会保障制度改革国民会議」設置        （平成25年8月まで20回にわたり議論）</p> <p>12月 自公連立政権発足</p>	<p>4月 「保険料賦課限度額」を変更        50万円→55万円</p> <p>3月 「保険料収納対策推進計画」策定</p>

年度	国等の動き	愛知県後期高齢者医療広域連合の動き
H25	<p>5月 「健康保険法等の一部を改正する法律」公布        ○被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の1／3を標準報酬総額に応じた負担とする措置を平成26年度まで延長。</p> <p>8月 「社会保障制度改革国民会議」報告書        ○後期高齢者医療制度は、創設から既に5年が経過し、十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当。</p> <p>12月 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」公布        ○次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。        ・後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担軽減        ・被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること        ○高齢者医療制度の在り方について、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。</p> <p>1月 「プログラム法」に基づき、「社会保障制度改革推進本部」を設置</p>	<p>10月 「ジェネリック医薬品利用差額通知事業」開始        「保険料収納対策に係る市町村表彰制度」開始</p> <p>11月 「柔道・整復・あん摩マッサージ適正化啓発事業」開始</p>
H26	<p>6月 「プログラム法」に基づき、「社会保障制度改革推進会議」を設置        (平成28年6月1日現在で6回開催)</p> <p>1月 社会保障制度改革推進本部において「医療保険制度改革骨子」決定        ○後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入        ○拠出金負担の重い被用者保険者への支援の実施        ○平成28年度から後期高齢者医療広域連合において、栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業を実施        ○後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）の見直し</p>	<p>4月 「保険料賦課限度額」を変更        55万円→57万円        「頻回受診者への訪問指導事業」開始        「保険料収納対策推進計画」改定</p> <p>1月 被保険者数80万人超え        3月 「保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定</p>
H27	<p>5月 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布        ○被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施        ○拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施</p>	4月 「歯科健康診査事業」開始

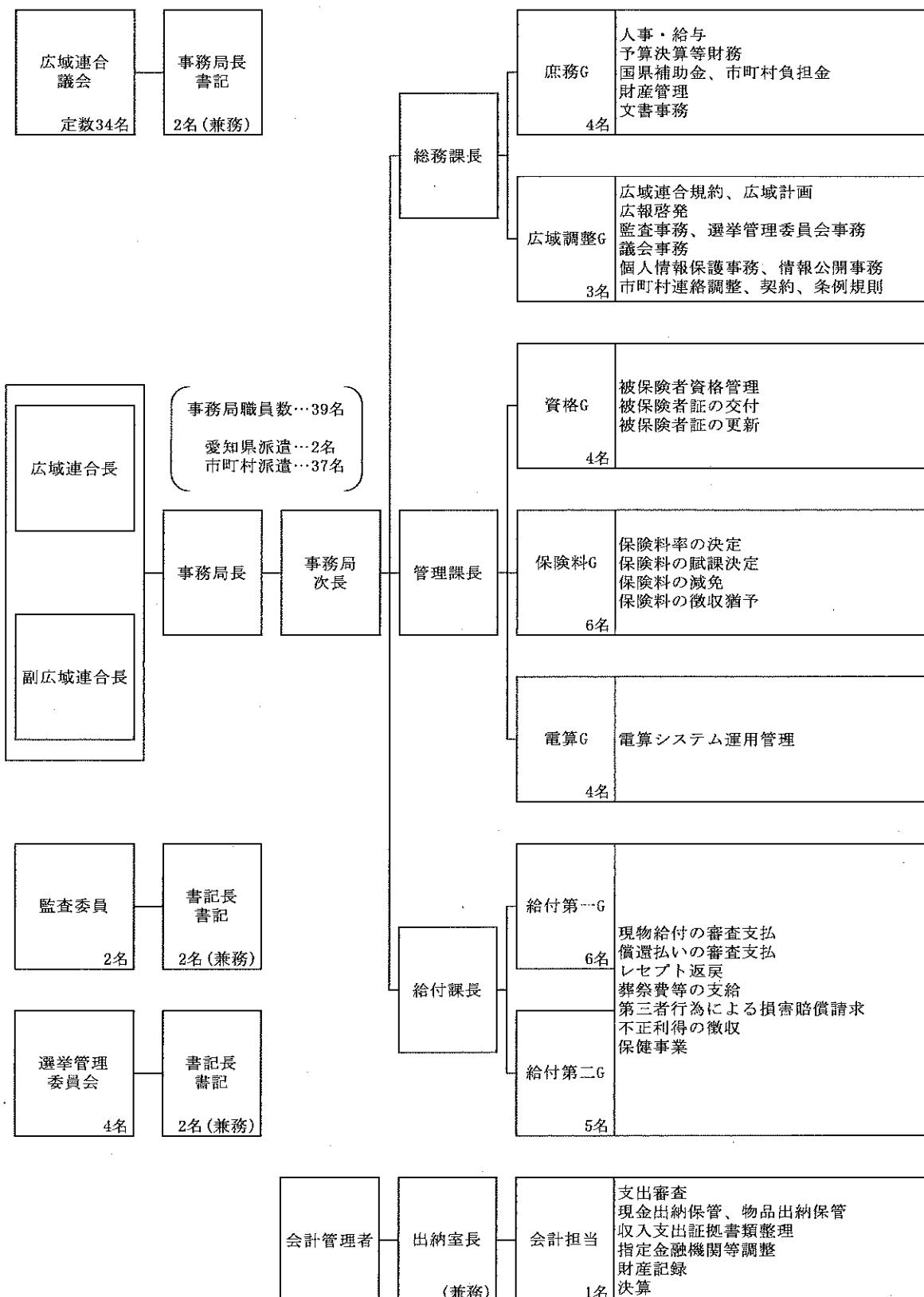
(参考) 歴代広域連合長

	氏名	所属市町村	就任年月日	退任年月日
1	松原 武久	名古屋市長	平成 19 年 3 月 20 日	平成 21 年 4 月 27 日
2	佐原 光一	豊橋市長	平成 21 年 5 月 14 日	平成 23 年 5 月 16 日
3	柴田 紘一	岡崎市長	平成 23 年 5 月 17 日	平成 24 年 10 月 4 日
4	内田 康宏	岡崎市長	平成 24 年 11 月 8 日	平成 25 年 5 月 24 日
5	河村 たかし	名古屋市長	平成 25 年 5 月 25 日	平成 27 年 5 月 24 日
6	中野 正康	一宮市長	平成 27 年 5 月 25 日	—

## 2 広域連合の組織

### (1) 組織図

平成 28 年 4 月 1 日現在



(2) 愛知県後期高齢者医療広域連合役職者名簿

平成 28 年 7 月 25 日現在

職名	氏名	任期等
広域連合長	なかの まさやす 中野 正康	一宮市長 H27. 5. 25~
副広域連合長	くの ときお 久野 時男	飛島村長 H28. 7. 25~
広域連合議会議長	おおた なおと 太田 直人	豊川市議会議員 H28. 7. 25~
広域連合議会副議長	なかむら みつる 中村 満	名古屋市議会議員 H28. 7. 25~
監査委員（識見）	ごとう みちお 後藤 道夫	元名古屋市緑区区民福祉部長 H28. 7. 25~H32. 7. 24
監査委員（議選）	すずき みどり 鈴木 美代子	弥富市議会議員 H28. 7. 25~
選挙管理委員 (委員長)	やなせ ひでひこ 柳瀬 秀彦	元名古屋市選挙管理委員 H27. 7. 22~H31. 7. 21
選挙管理委員	ひらた みよこ 平田 美代子	元豊橋市選挙管理委員 H27. 7. 22~H31. 7. 21
選挙管理委員	えさき かつこ 江崎 勝子	一宮市選挙管理委員 H27. 7. 22~H31. 7. 21
選挙管理委員	とみた のりこ 富田 紀子	岡崎市選挙管理委員 H27. 7. 22~H31. 7. 21
選挙管理委員補充員 (順位 1)	たにぐち たけし 谷口 武	元春日井市選挙管理委員 H27. 7. 22~H31. 7. 21
選挙管理委員補充員 (順位 2)	かわかみ ひろし 川上 博	元豊田市選挙管理委員 H27. 7. 22~H31. 7. 21
選挙管理委員補充員 (順位 3)	みうら ひろみ 三浦 宏己	元安城市選挙管理委員 H27. 7. 22~H31. 7. 21
選挙管理委員補充員 (順位 4)	すずき えいたろう 鈴木 英太郎	元豊川市選挙管理委員 H27. 7. 22~H31. 7. 21
情報公開・個人情報保護審査会委員	すずき まさお 鈴木 雅雄	弁護士 H27. 4. 1~H29. 3. 31
情報公開・個人情報保護審査会委員	たがわ かよこ 田川 佳代子	愛知県立大学 教授 H27. 4. 1~H29. 3. 31
情報公開・個人情報保護審査会委員	えんどう まもる 遠藤 守	名古屋大学 准教授 H27. 4. 1~H29. 3. 31

(3) 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

平成 28 年 7 月 25 日現在

区分	選挙区市町村	定数	議員氏名	所属議会 (議員選出市町村)
1	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、 岩倉市、大口町、扶桑町	3	いとう 伊藤 建治 よしだ 吉田 錦夫 ふなじし 舟橋 秀和	春日井市 犬山市 小牧市
2	清須市、北名古屋市、豊山町	1	さわだ 沢田 哲	北名古屋市
3	一宮市、稻沢市	2	よこい 横井 忠史 あみくら 網倉 信太郎	一宮市 稻沢市
4	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	2	ながえ 長江 秀幸 こんどう 近藤 善人	瀬戸市 豊明市
5	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	2	すずき 鈴木 みどり おだ 織田 八茂	弥富市 大治町
6	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	3	いわうえ 井上 正人 かつざき 勝崎 泰生 くにほ 久保 秋男	東海市 知多市 阿久比町
7	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、 高浜市	2	いわかみ 村上 直規 あきねか 浅岡 保夫	知立市 高浜市
8	岡崎市、幸田町	2	やまと 山崎 嘉伸 あさい 浅井 武光	岡崎市 幸田町
9	西尾市	1	いながさ 稲垣 一夫	西尾市
10	豊田市、みよし市	2	ひえの 日恵野 雅俊 かとう 加藤 芳文	豊田市 みよし市
11	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	1	つちや 土屋 浩	設楽町
12	豊川市、蒲郡市	2	おおた 太田 直人 まつもと 松本 昌成	豊川市 蒲郡市
13	豊橋市、田原市	2	とよだ 豊田 一雄 おおだけ 大竹 正章	豊橋市 田原市
14	名古屋市	9	まつい 松井 よしのり くれまつ 順子 あさい 浅井 康正 なかむら 中村 満 ふじさわ 藤沢 ただまさ こんどう 近藤 和博 まつもと 松本 まもる どい 土居 よしもと あさい 浅井 まさひと 正仁	名古屋市

(4) 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会

後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、後期高齢者医療制度の被保険者を始めとする関係者の意見を聴く場として、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会を設置している。

○委員名簿

平成 28 年 5 月 1 日現在

区分	氏 名	所 属 等
被保険者	荒木 鉄之助	公募
	伊野 二彦	(公社) 名古屋市老人クラブ連合会副会長
	岩瀬 敏勝	(公財) 愛知県老人クラブ連合会理事 (西尾市老人クラブ連合会会长)
	河合 良彦	公募
	久木 好子	(公財) 愛知県老人クラブ連合会副会長 (一宮市老人クラブ連合会副会長)
	水野 茂子	(公財) 愛知県老人クラブ連合会女性部会副部会長 (瀬戸市老人クラブ連合会副会長)
医療関係者	伊藤 宣夫	(公社) 愛知県医師会副会長
	内堀 典保	(一社) 愛知県歯科医師会副会長
	岩月 進	(一社) 愛知県薬剤師会副会長
保険者団体	浅若 正識	健康保険組合連合会愛知連合会副会長 (デンソー健康保険組合常務理事)
	都築 忠義	岡崎市国保年金課長
その他有識者	井口 昭久	愛知淑徳大学健康医療科学部教授
	田川 佳代子	愛知県立大学教育福祉学部教授

### 3 平成 28 年度予算の概要

#### (1) 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援分である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、歳入については、国県支出金、市町村負担金等を的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、最小の経費で最大の効果を挙げること等を基本として予算編成に当たっています。

なお、特別会計においては、平成 28 年度が 2 年間の財政運営期間の初年度に当たることから、2 年間の財政の均衡が図れるよう、被保険者数や医療費及び被保険者の所得の動向に留意して予算編成しています。

#### (2) 会計別予算額

平成 28 年度予算としては、一般会計は、市町村からの負担金や国の補助金等を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び給付管理業務を始め後期高齢者医療制度の実施に要する事務的経費等を歳出として計上しています。

また、後期高齢者医療特別会計は、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しています。

予算規模は、一般会計が 1,316,600 千円で前年度当初予算 9,834,515 千円に対して 8,517,915 千円の減少、前年度比では 13.39% となり、後期高齢者医療特別会計は 772,348,386 千円で前年度当初予算 741,079,316 千円に対して 31,269,070 千円の増加、前年度比 104.22% となります。

会 計 名	平成 28 年度当初	平成 27 年度当初	前年度比
	千円	千円	%
一般会計	1,316,600	9,834,515	13.39
後期高齢者医療特別会計	772,348,386	741,079,316	104.22
合 計	773,664,986	750,913,831	103.03

### (3) 一般会計

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 12 億 5,044 万 8 千円、後期高齢者医療制度事業費補助金等の国庫支出金 3,311 万 9 千円です。

また、歳出の主なものは、一般管理費、電算システム維持管理費等の総務費 7 億 2,574 万 9 千円、給付管理費等の民生費 5 億 8,587 万 4 千円です。

#### ○歳入

区分	平成 28 年度当初		平成 27 年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 分担金及び負担金	千円 1,250,448	% 94.98	千円 1,302,892	% 13.25	千円 △52,444	% 95.97	市町村負担金
2 国庫支出金	33,119	2.51	4,256,387	43.28	△4,223,268	0.78	制度事業費補助金・調整交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
4 繰入金	1	0.00	4,244,209	43.16	△4,244,208	0.00	
5 繰越金	33,000	2.51	30,000	0.30	3,000	110.00	
6 諸収入	31	0.00	133	0.00	△102	23.31	預金利子
(財産収入)	0	0.00	893	0.01	△893	0.00	
合 計	1,316,600	100	9,834,515	100	△8,517,915	13.39	

#### 第 1 款 分担金及び負担金

予算額は 1,250,448 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。

前年度と比較し 52,444 千円の減となっています。

#### 第 2 款 国庫支出金

予算額は 33,119 千円で、後期高齢者医療制度事業費補助金、調整交付金等です。前年度と比較し 4,223,268 千円の減となる主な理由は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いを変更し、一般会計における同交付金の受け入れがなくなったことによるものです。

#### 第 3 款 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっています。

#### 第4款 繰入金

予算額は1千円となっております。前年度と比較し4,244,208千円の減となる理由は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の廃止に伴い、同基金からの繰り入れがなくなったことによるものです。

#### 第5款 繰越金

予算額は33,000千円で、前年度と比較し3,000千円の増となっています。

#### 第6款 諸収入

予算額は31千円で、資金の運用利子等です。前年度と比較し、102千円の減となっています。

(財産収入)

後期高齢者医療制度臨時特例基金の廃止に伴い、運用益である預金利子がなくなったため、予算計上していません。

#### ○歳出

区分	平成28年度当初		平成27年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 議会費	千円 3,976	% 0.30	千円 3,842	% 0.04	千円 134	% 103.49	
2 総務費	725,749	55.12	776,691	7.90	△50,942	93.44	一般管理費・電算システム維持管理費
3 民生費	585,874	44.50	9,052,981	92.05	△8,467,107	6.47	給付管理費
4 公債費	1	0.00	1	0.00	0	100	
5 予備費	1,000	0.08	1,000	0.01	0	100	
合計	1,316,600	100	9,834,515	100	△8,517,915	13.39	

#### 第1款 議会費

予算額は3,976千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し134千円の増となっています。

## 第2款 総務費

予算額は 725,749 千円で、主なものは、一般管理費中の派遣職員人件費負担金及び電算システム維持管理費中の電算システム運用保守委託料です。

前年度と比較し 50,942 千円の減となる主な理由は、情報検索システムの機器更改に係る費用及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に対応するためのシステム整備費用が減少したことによるものです。

## 第3款 民生費

予算額は 585,874 千円で、主なものは、給付管理費中の給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費です。

前年度と比較し 8,467,107 千円の減となる主な理由は、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金がなくなったこと及び後期高齢者医療特別会計繰出金が減少したことによるものです。

## 第4款 公債費

予算額は前年度と同額の 1 千円となっています。

## 第5款 予備費

予算額は前年度と同額の 1,000 千円となっています。

#### (4) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、国庫支出金 2,338 億 664 万円、現役世代からの支援分である支払基金交付金 3,209 億 7,025 万 9 千円です。

また、歳出の主なものは、保険給付費 7,633 億 9,677 万 3 千円です。

#### ○歳入

区分	平成 28 年度当初		平成 27 年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 市町村支出金	千円 144,643,156	% 18.73	千円 136,654,431	% 18.44	千円 7,988,725	% 105.85	保険料等負担金・療養給付費負担金
2 国庫支出金	233,806,640	30.27	220,201,827	29.71	13,604,813	106.18	療養給付費負担金・調整交付金 高齢者医療制度運営臨時特例交付金
3 県支出金	61,884,395	8.01	64,150,263	8.66	△2,265,868	96.47	療養給付費負担金
4 支払基金交付金	320,970,259	41.56	312,636,434	42.19	8,333,825	102.67	後期高齢者交付金
5 特別高齢医療費共同事業交付金	213,522	0.03	181,856	0.02	31,666	117.41	
6 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
7 繰入金	2,852	0.00	4,226,826	0.57	△4,223,974	0.07	一般会計繰入金
8 繰越金	10,000,000	1.29	2,349,871	0.32	7,650,129	425.56	
9 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
10 諸収入	827,560	0.11	677,806	0.09	149,754	122.09	第三者納付金
歳入合計	772,348,386	100	741,079,316	100	31,269,070	104.22	

#### 第 1 款 市町村支出金

予算額は 144,643,156 千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 7,988,725 千円の増となっていきます。

#### 第 2 款 国庫支出金

予算額は 233,806,640 千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金、調整交付金及び高齢者医療制度運営臨時特例交付金です。前年度と比較し 13,604,813 千円の増となっています。

### **第3款 県支出金**

予算額は 61,884,395 千円で、療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 2,265,868 千円の減となる理由は、保険料の抑制には県が設置する財政安定化基金を活用しないこととしたことによるものです。

### **第4款 支払基金交付金**

予算額は 320,970,259 千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し 8,333,825 千円の増となっています。

### **第5款 特別高額医療費共同事業交付金**

予算額は 213,522 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し 31,666 千円の増となっています。

### **第6款 寄附金**

予算額は前年度と同額の 1 千円となっています。

### **第7款 繰入金**

予算額は 2,852 千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較し 4,223,974 千円の減となる主な理由は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いを変更し、一般会計から同交付金の繰り入れがなくなったことによるものです。

### **第8款 繰越金**

予算額は 10,000,000 千円で、平成 27 年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 7,650,129 千円の増となっています。

### **第9款 県財政安定化基金借入金**

予算額は前年度と同額の 1 千円となっています。

## 第10款 諸収入

予算額は 827,560 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し 149,754 千円の増となっていきます。

### ○歳出

区分	平成 28 年度当初		平成 27 年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 保険給付費	763,396,773	98.84	736,525,680	99.39	26,871,093	103.65	療養給付費・高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	30,330	0.01	1,617,430	0.22	△1,587,100	1.88	
3 特別高額療養費共同事業拠出金	213,954	0.03	182,286	0.02	31,668	117.37	
4 保健事業費	2,800,329	0.36	2,627,517	0.36	172,812	106.58	健康診査費
5 公債費	20,380	0.00	24,000	0.00	△3,620	84.92	一時借入金利子
6 諸支出金	94,422	0.01	102,402	0.01	△7,980	92.21	保険料還付金
7 予備費	5,792,198	0.75	1	0.00	5,792,197	579,219,800	
歳出合計	772,348,386	100	741,079,316	100	31,269,070	104.22	

### 第1款 保険給付費

予算額は 763,396,773 千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。前年度と比較し 26,871,093 千円の増となる主な理由は、被保険者数及び一人当たり医療費が増加したためです。

#### (内訳)

区分	平成 28 年度当初	平成 27 年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療養給付費	718,680,600	694,949,762	103.41
訪問看護療養費	6,056,209	5,531,978	109.48
特別療養費	1	1	100
移送費	100	100	100
高額療養費	34,155,683	31,554,518	108.24
高額介護合算療養費	791,800	890,000	88.97
審査支払手数料	1,229,580	1,228,721	100.07
葬祭費	2,482,800	2,370,600	104.73
合計	763,396,773	736,525,680	103.65

## **第2款 県財政安定化基金拠出金**

・予算額は 30,330 千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。前年度と比較し 1,587,100 千円の減となる理由は、保険料の抑制には同基金を活用しないこととしたため、拠出率が大幅に減少したことによるものです。

## **第3款 特別高額医療費共同事業拠出金**

予算額は 213,954 千円で、前年度と比較し 31,668 千円の増となっております。レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費については、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出するものです。

## **第4款 保健事業費**

予算額は 2,800,329 千円で、保健事業として健診事業を市町村に委託実施しております、その委託料を市町村に支払うものです。

前年度と比較し 172,812 千円の増となる主な理由は、受診者数の増加によるものです。

## **第5款 公債費**

予算額は 20,380 千円で、前年度と比較し 3,620 千円の減となっております。これは、一時借入金に対する利子です。

## **第6款 諸支出金**

予算額は 94,422 千円で、主なものは、保険料還付金、還付加算金です。前年度と比較し 7,980 千円の減となっています。

## **第7款 予備費**

予算額は 5,792,198 千円で、前年度と比較し 5,792,197 千円の増となっています。

これは、後期高齢者医療制度の財政運営期間が 2 年間であるため、単年度ベ

ースでの歳入超過相当額を予備費で計上するものです。

## II 後期高齢者医療制度の概要と状況

## 1 被保険者の状況

### (1) 被保険者数

後期高齢者医療制度の被保険者は以下の方です。

ア 75歳以上の方

イ 65歳以上75歳未満で一定の障害のある方

各年度末の被保険者数の状況は下表のとおりです。平成27年度末の被保険者数は840,979人で、うち65歳以上75歳未満の障害認定者数は42,853人です。

被保険者数の推移については、対前年度比3~4%台で毎年度増加しています。

#### ○被保険者数の状況（年度末）

年度	被保険者数 (人)	対前年度 比 (%)	65歳以上75歳 未満の障害 認定者 (人)	対前年度 比 (%)	(再掲) 65~69歳 (人)	(再掲) 70~74歳 (人)
平成23年度	724,297	104.06	40,598	99.25	18,441	22,157
平成24年度	755,704	104.34	41,595	102.46	19,200	22,395
平成25年度	778,651	103.04	42,989	103.35	19,647	23,342
平成26年度	807,006	103.64	43,483	101.15	20,329	23,154
平成27年度	840,979	104.21	42,853	98.55	21,198	21,655

### (2) 年齢階層別被保険者数

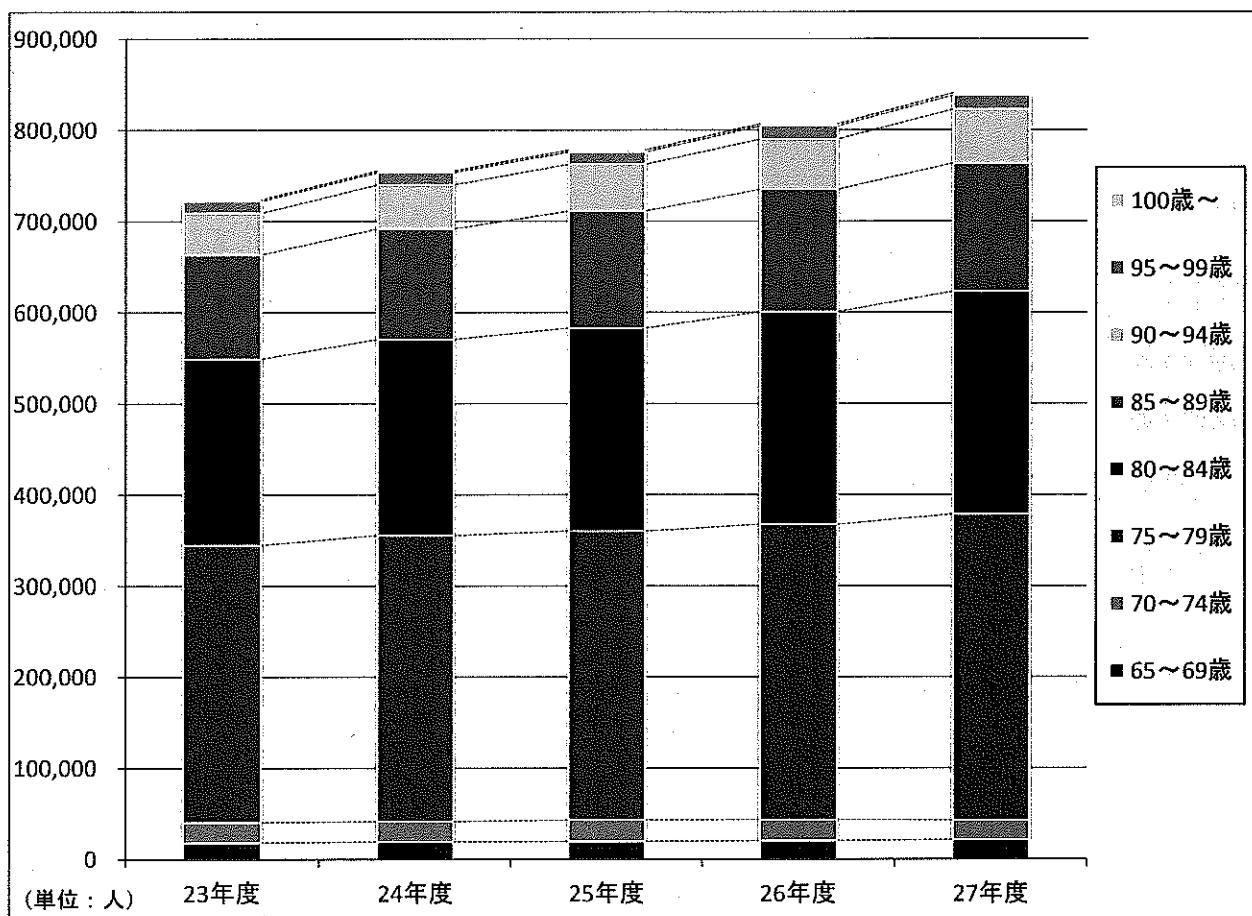
各年齢階層別の被保険者数の状況は下表のとおりです。

#### ○年齢階層別被保険者数の状況（年度末）

(単位：人)

年度	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	100歳~
平成23年度	18,441	22,157	304,445	204,228	114,542	45,541	13,128	1,815
平成24年度	19,200	22,395	314,020	215,227	121,142	48,354	13,387	1,979
平成25年度	19,647	23,342	317,238	222,921	128,230	51,477	13,589	2,207
平成26年度	20,329	23,154	324,280	233,245	134,393	54,969	14,318	2,318
平成27年度	21,198	21,655	335,818	244,421	140,903	58,861	15,621	2,502

○年齢階層別被保険者数の推移（年度末）



(3) 所得区分別被保険者及び被扶養者であった被保険者数

後期高齢者医療制度の被保険者の方の一部負担金の割合や入院時の食事療養標準負担額等は前年の所得（療養を受ける月が1～7月の場合は前々年の所得）により判定された所得区分により異なります。

一部負担金の割合は、現役並み所得者の方が3割、それ以外の方は1割です。

所得区分別の被保険者数の年度別推移は次ページの表のとおりです。平成27年度末の被保険者数840,979人のうち、現役並み所得者は72,913人で、被保険者数全体の8.67%、低所得者（住民税非課税世帯に属する被保険者）は低所得IIと低所得Iを合わせた287,254人で、被保険者数全体の34.16%となっています。

また、平成27年度末時点では、被扶養者であった被保険者数は23ページの表のとおり75,701人、被保険者数全体の9.00%です。

○所得区分別被保険者数の状況（年度末）

年度	被保険者 数（人）	現役並み所得者※1		一般※2		低所得 II※3		低所得 I※4	
		人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
平成 23 年度	724,297	67,972	9.38	425,965	58.81	124,120	17.14	106,240	14.67
平成 24 年度	755,704	67,392	8.92	442,990	58.62	134,038	17.74	111,284	14.73
平成 25 年度	778,651	68,560	8.80	453,019	58.18	142,367	18.28	114,705	14.73
平成 26 年度	807,006	71,972	8.92	464,752	57.59	151,422	18.76	118,860	14.73
平成 27 年度	840,979	72,913	8.67	480,812	57.17	163,881	19.49	123,373	14.67

※1 同一世帯に市町村民税の課税所得が 145 万円以上ある被保険者がいる世帯の方。

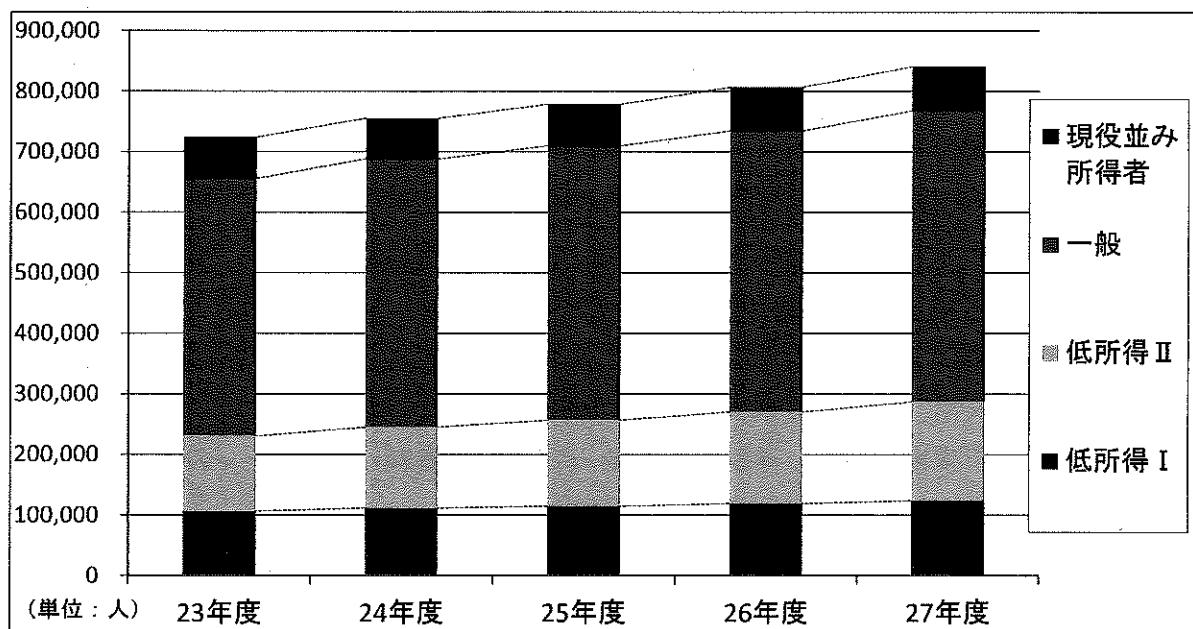
(ただし、①平成 24 年 8 月から、前年 12 月末時点での世帯状況に関する一定の条件を満たす場合には、市町村民税の課税所得から一定の金額を控除して判定。②平成 27 年 1 月から、旧ただし書所得に関する一定の条件を満たす場合には、「一般」に該当。③収入額に関する一定の条件を満たす場合には、申請により「一般」に該当。)

※2 「現役並み所得者」・「低所得 II」・「低所得 I」に該当しない方。

※3 市町村民税非課税世帯で、「低所得 I」に該当しない方。

※4 世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を 80 万円で計算）が 0 円の方。または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方。

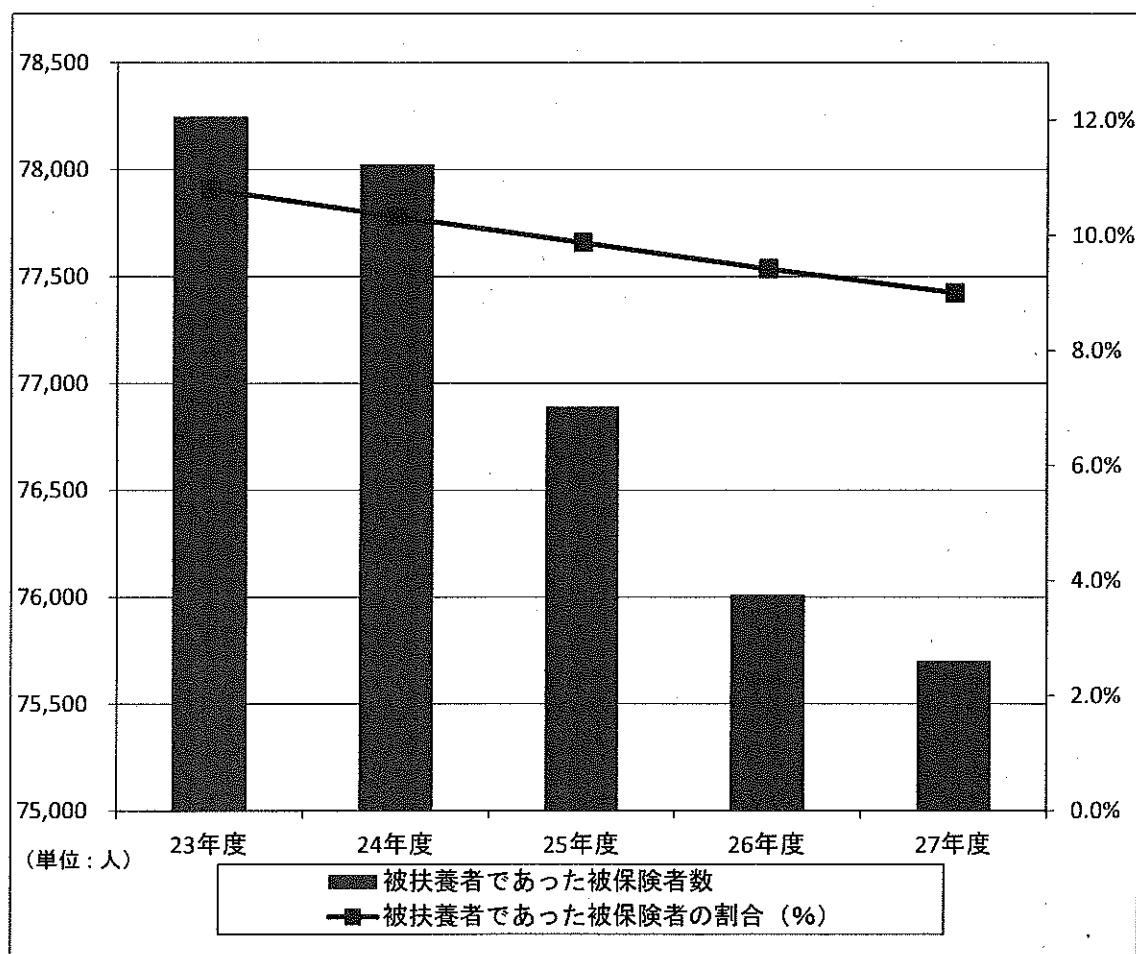
○所得区分別被保険者数の推移（年度末）



○被扶養者であった被保険者の状況（年度末）

年度	被保険者数（人）	被扶養者であつた被保険者（人）	被保険者数に 占める割合（%）
平成 23 年度	724,297	78,249	10.80
平成 24 年度	755,704	78,024	10.32
平成 25 年度	778,651	76,892	9.88
平成 26 年度	807,006	76,012	9.42
平成 27 年度	840,979	75,701	9.00

○被扶養者であつた被保険者の推移（年度末）



#### (4) 資格取得事由別の被保険者数の状況

資格取得事由別の被保険者数の状況は下表のとおりです。

○資格取得事由別の被保険者数（年度末）(単位：人)

年度	転入	生活保護廃止	年齢到達	その他	合計
平成 23 年度	1,654	398	64,746	7,483	74,281
平成 24 年度	1,674	408	67,560	8,913	78,555
平成 25 年度	1,714	491	60,454	8,733	71,392
平成 26 年度	1,809	477	67,385	8,191	77,862
平成 27 年度	1,759	467	75,401	7,357	84,987

※障害認定による資格取得は「その他」に含まれる。

## 2 保険料

### (1) 保険料率の改定

#### ア 保険料率の推移

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等に充てるため、2年ごとに保険料率（所得割率、被保険者均等割額）の改定を行っています。

また、保険料の賦課限度額については、中間所得者の負担を軽減する観点から、国の基準に合わせて改定を行っています。

年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度
所得割率（%）	8.55	9.00	9.54
被保険者均等割額（円）	43,510	45,761	46,984
賦課限度額（円）	550,000	570,000	570,000

#### イ 平成28・29年度保険料率改定の概要

平均保険料額は、一人当たりの医療給付費の増加などにより、平成26・27年度と比べて、7.91%の増加が見込まれましたが、剩余金を活用することにより、2.30%の増加に抑制しました。

愛知県の平均保険料額は、全国で高いほうから3番目ですが、所得水準が高いことが原因であり、所得割率では12番目、被保険者均等割額では18番目となっています。

The diagram illustrates the increase in average insurance premium. On the left, a box contains "平成26・27年度" and "一人当たり平均保険料(年額)" above "82,144円". An arrow points to the right, leading to another box containing "平成28・29年度" and "一人当たり平均保険料(年額)" above "84,035円".

平成26・27年度
一人当たり平均保険料(年額)
82,144円

平成28・29年度
一人当たり平均保険料(年額)
84,035円

#### 【保険料が増加した理由】

- ・被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと
- ・高齢者人口が増加したことにより、後期高齢者負担率（※）が10.73%から10.99%になったこと

※医療給付費に占める保険料負担の割合を、国が全国一律に決定するもの。

#### 【保険料の増加を抑える対策】

- ・平成26・27年度の剩余金の活用

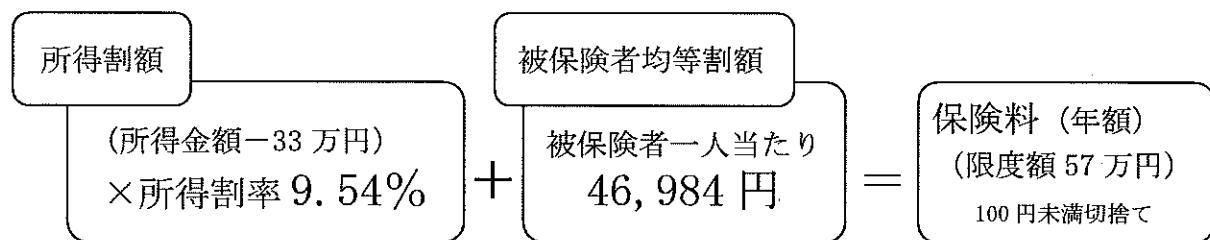
## (2) 保険料の賦課状況

### ア 算定方法（平成 28・29 年度）

被保険者一人当たりの保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額となります。

なお、保険料の賦課限度額は、57 万円となっています。

所得割額を計算するための算定対象所得は、所得金額－33 万円（旧ただし書き所得）を基準としています。



### ○保険料の賦課状況（現年賦課分）

（単位：円）

区分 年度	調定額	一人当たり平均保険料
平成 23 年度	53,670,246,400	75,588
平成 24 年度	59,432,026,600	80,275
平成 25 年度	61,328,743,300	79,930
平成 26 年度	65,929,446,050	83,235
平成 27 年度	67,048,810,950	81,325

※一人当たり平均保険料は、調定額を各年度の4月から3月までの各月末時点の被保険者数の平均で除したもの

## イ 保険料の軽減

全国一律の制度として、所得の低い世帯の方や被用者保険の被扶養者であった方にに対する軽減措置が設けられています。

被保険者のうち、約半数の方が軽減措置に該当しています。

### (ア) 所得の低い世帯の方の軽減

#### a 被保険者均等割額の軽減

所得が低い世帯の被保険者については、世帯主及びその世帯にいる被保険者の合計所得に応じて、被保険者均等割額が次のとおり軽減されます。

軽減割合	世帯主及び被保険者の合計所得
9割	所得金額の合計が33万円以下の世帯で 被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他の所得がない）の場合
8.5割	所得金額の合計が33万円以下の世帯で 9割軽減に該当しない場合
5割	所得金額の合計が33万円を超え 33万円 + (26.5万円(※1) × 世帯の被保険者数) 以下の場合
2割	所得金額の合計が33万円を超え 33万円 + (48万円(※2) × 世帯の被保険者数) 以下の場合

※1 平成27年度は26万円

※2 平成27年度は47万円

#### b 所得割額の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の場合、所得割額の5割が軽減されます。

### (イ) 被扶養者軽減

後期高齢者医療制度の資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった場合は、保険料の被保険者均等割額の9割が軽減され、所得割額は課されません。

○保険料の軽減対象者数（現年賦課分）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	対象者数 (人)	対象者数 (人)	対象者数 (人)	対象者数 (人)	対象者数 (人)	割合※ (%)
均等割 軽減	9 割	123,786	129,045	132,884	136,550	143,172 16.06
	8.5 割	96,553	104,671	111,759	119,181	128,076 14.36
	5 割	15,962	16,873	17,606	53,980	65,477 7.35
	2 割	52,772	58,309	62,696	65,408	77,524 8.70
	被扶養者 (9 割)	84,562	83,822	82,882	81,739	81,459 9.14
	小計	373,635	392,720	407,827	456,858	495,708 55.61
所得割 軽減	5 割	72,816	77,725	80,687	84,801	90,744 10.18
合計		446,451	470,445	488,514	541,659	586,452 65.79

※割合は、対象者数を年度の賦課対象者数で除したもの

○保険料の軽減額（現年賦課分）

(単位：円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
均等割 軽減	9 割	4,300,453,134	4,676,652,686	4,829,158,302	5,233,130,725
	8.5 割	3,140,675,077	3,554,176,317	3,823,477,959	4,290,867,692
	5 割	306,523,967	337,075,505	353,791,920	1,149,127,676
	2 割	398,448,589	454,814,410	496,188,920	545,070,672
	被扶養者 (9 割)	2,967,274,541	3,071,032,371	3,041,556,941	3,161,141,075
	小計	11,113,375,308	12,093,751,289	12,544,174,042	14,379,337,840
所得割 軽減	5 割	722,319,552	840,012,568	888,761,649	992,002,196
合計		11,835,694,860	12,933,763,857	13,432,935,691	15,371,340,036
					16,353,965,320

## ウ 保険料の減免

災害などにより住宅等に著しい損害を受けた場合、失業等により著しく所得が減少した場合など特別な事由に該当し、かつ、一定の基準を満たす被保険者に対して、申請により保険料を減免しています。

なお、東日本大震災の被災者の方は、国の基準に基づき保険料を減免しています。

### ○保険料の減免状況（現年賦課分）

年度	件数（件）	減免額（円）
平成 23 年度	396 (57)	11,749,600 ( 1,809,900)
平成 24 年度	371 (34)	9,563,600 ( 1,031,200)
平成 25 年度	333 ( 6)	8,462,900 ( 380,300)
平成 26 年度	389 ( 8)	10,319,700 ( 321,500)
平成 27 年度	247 ( 7)	7,525,500 ( 137,800)

※ ( ) は東日本大震災による被災者分の再掲

### (3) 保険料の収納状況

保険料の徴収については、市町村が特別徴収（年金からの天引き）または普通徴収（納付書または口座振替）により行っています。

現年賦課分及び普通徴収分の保険料収納率については、概ね上昇傾向が続いています。現年賦課分では、平成 27 年度の収納率が前年度を 0.03 ポイント上回り、普通徴収分では、平成 27 年度の収納率が前年度を 0.08 ポイント上回りました。

なお、現年賦課分及び滞納繰越分の保険料収納率については、各年度において全国平均を上回っております。

#### ○平成 23 年度（現年賦課分及び滞納繰越分）

区分	調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）	対前年比（pt）	全国平均（%）
現年賦課分	53,670,246,400	53,393,743,371	99.48	0.08	99.20
普通徴収	22,654,741,420	22,378,238,391	98.78	0.17	97.96
滞納繰越分	570,689,070	251,304,876	44.04	1.59	35.68

※収納率は、居所不明者分調定額を控除して算出した（以下、平成 27 年度まで同じ。）。

#### ○平成 24 年度（現年賦課分及び滞納繰越分）

区分	調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）	対前年比（pt）	全国平均（%）
現年賦課分	59,432,026,600	59,114,448,748	99.47	△0.01	99.19
普通徴収	26,641,826,890	26,324,249,038	98.81	0.03	98.07
滞納繰越分	512,952,056	195,766,009	38.16	△5.88	33.88

#### ○平成 25 年度（現年賦課分及び滞納繰越分）

区分	調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）	対前年比（pt）	全国平均（%）
現年賦課分	61,328,743,300	61,025,912,862	99.51	0.04	99.25
普通徴収	27,752,820,070	27,449,989,632	98.91	0.10	98.20
滞納繰越分	551,886,508	217,283,518	39.37	1.21	34.86

○平成 26 年度（現年賦課分及び滞納繰越分）

区分	調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）	対前年比（pt）	全国平均（%）
現年賦課分	65,929,446,050	65,620,373,330	99.53	0.02	99.26
普通徴収	30,977,330,520	30,668,257,800	99.00	0.09	98.29
滞納繰越分	554,550,951	237,834,304	42.89	3.52	35.39

○平成 27 年度（現年賦課分及び滞納繰越分）

区分	調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）	対前年比（pt）	全国平均（%）
現年賦課分	67,048,810,950	66,750,801,882	99.56	0.03	—
普通徴収	32,368,968,660	32,070,959,592	99.08	0.08	—
滞納繰越分	551,132,815	236,957,841	43.00	0.11	—

### 3 医療給付

#### (1) 療養給付費

##### ア 療養の給付

被保険者が、被保険者証を提示し医療機関等で療養の給付を受けたときは、医療費の自己負担額（原則1割、現役並み所得者は3割）を窓口で支払い、残りの額を広域連合が負担します。

##### イ 入院時食事療養費

被保険者が入院したときは、食費にかかる費用のうち標準負担額（所得区分ごとに金額を設定）を自己負担し、これを超えた額を広域連合が負担します。

##### ウ 入院時生活療養費

被保険者が療養病床に入院したときは、食費と居住費にかかる費用のうち標準負担額（所得区分ごとに金額を設定）を自己負担し、これを超えた額を広域連合が負担します。

##### エ 訪問看護療養費

居宅で療養している被保険者が、主治医の指示に基づいて訪問看護ステーションからの訪問看護を利用した場合は、利用料の自己負担額（訪問看護に要した費用の1割、現役並み所得者は3割）を支払い、残りの額を広域連合が負担します。

#### ○療養給付費の支給状況 (単位：円)

年 度	金 額
平成 23 年度	562, 811, 183, 757
平成 24 年度	589, 219, 887, 446
平成 25 年度	621, 846, 642, 117
平成 26 年度	642, 412, 010, 840
平成 27 年度	681, 828, 820, 206

#### (2) 療養費

被保険者が次のような場合において医療費の全額を支払ったときは、申請に基づき、支払った費用の一部を広域連合が支給します。

ア 柔道整復師や鍼、灸、マッサージ師の施術を受けたとき。

イ やむをえず被保険者証を持たずに診療を受けたとき。

ウ 医師の指示によりコルセットなどの治療用装具をつくったとき。

エ 輸血のために用いた生血代がかかったとき。

オ 海外渡航中に治療を受けたとき。

カ 医療費の全額を支払ったとき。

(「ア 柔道整復師や鍼・灸・マッサージ師の施術を受けたとき」の費用については、「受領委任払い制度」により、被保険者からの申請によらず、直接、施術者に対して支給しています。)

#### ○療養費の支給状況 (単位：円)

年 度	金 額
平成 23 年度	10,951,476,550
平成 24 年度	11,317,619,410
平成 25 年度	11,263,800,769
平成 26 年度	11,401,456,671
平成 27 年度	11,639,692,574

#### (3) 特別療養費

「被保険者資格証明書」の交付を受けている被保険者が、医療費の全額を支払った場合は、申請に基づき、支払った額のうち自己負担額を除いた額を広域連合が支給します。

なお、当広域連合では、これまでに資格証明書の対象者がいなかったため、支給実績はありません。

#### (4) 移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性から移送されたときは、申請に基づき、緊急その他やむを得なかったと広域連合が認めた場合に支給します。(自己負担分はありません。)

#### ○移送費の支給状況

年 度	人 数 (人)	金 額 (円)
平成 23 年度	1	5,350
平成 24 年度	0	0
平成 25 年度	1	3,826
平成 26 年度	0	0
平成 27 年度	0	0

#### (5) 高額療養費

同一月内に支払った医療費が、自己負担限度額（所得区分等により細かく設定）を超えた場合に高額療養費を支給します。

ア 1 医療機関で限度額を超えた場合は、被保険者は自己負担限度額（低所得者は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要）まで支払い、限度超過分は、直接、広域連合が医療機関へ支払います。(現物給付)

(現物給付の取扱いは、平成24年3月までは「入院のみ」が対象とされていましたが、同年4月からは「外来」も対象となっています。)

イ 複数の医療機関で支払った合計額が限度額を超えた場合は、申請に基づき、償還払いをします。(初めて高額療養費に該当したときだけ申請が必要です。2回目からは自動支払いとなります。)

○高額療養費の支給状況 (単位:円)

年 度	金 領
平成23年度	25,192,053,764
平成24年度	27,331,200,328
平成25年度	28,712,979,170
平成26年度	29,930,345,672
平成27年度	32,711,716,222

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

後期高齢者医療と介護保険の給付を受けた場合、1年間(8月～翌年7月)に支払った自己負担額を合算して自己負担限度額(負担区分ごとに設定)を超えた場合に高額医療・高額介護合算療養費を支給します。

○高額医療・高額介護合算療養費の支給状況 (単位:円)

年 度	金 領
平成23年度	455,617,363
平成24年度	519,585,331
平成25年度	559,272,711
平成26年度	610,565,259
平成27年度	687,953,377

4 葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭執行者に対し5万円を支給します。

○葬祭費の支給状況

年 度	人 数(人)	金 額(円)
平成23年度	40,470	2,023,500,000
平成24年度	41,908	2,095,400,000
平成25年度	42,906	2,145,300,000
平成26年度	43,773	2,188,650,000
平成27年度	44,995	2,249,750,000

## 5 不正利得及び不当利得の徴収

資格喪失後の受診、負担割合の相違、負担限度額の相違、受診後において労災医療の適用となった場合などで、保険給付が過払いになっている被保険者に対して請求額を確定し、過払い分を返還請求します。

また、医療機関の誤請求のうち、国民健康保険団体連合会の過誤調整で対応できなかったものや、鍼・灸・マッサージ施術者の不正請求について返還請求します。

○不正不当利得の状況【返還額】（単位：円）

年 度	金 額
平成 23 年度	21,935,155
平成 24 年度	29,107,250
平成 25 年度	283,754,873
平成 26 年度	150,752,523
平成 27 年度	152,851,158

## 6 第三者行為による損害賠償請求

被保険者が、第三者（加害者）による不法行為（交通事故等）で傷病を負った場合に保険給付が行われたときは、被害者（被保険者）が加害者に対して有する損害賠償請求権を広域連合が代位取得して、加害者に請求行為を行います。

○第三者行為による求償額の状況（単位：円）

年 度	金 額
平成 23 年度	673,995,828
平成 24 年度	625,475,435
平成 25 年度	738,837,416
平成 26 年度	819,279,286
平成 27 年度	963,231,149

## 7 医療費適正化事業

### (1) 重複・頻回受診者の適正受診に向けた指導

#### ア 頻回受診者の市町村へのデータ提供

適正受診に向けた訪問指導等を行うための資料として、重複・頻回受診の疑いのある被保険者を抽出し、市町村へデータ提供をしています。

#### イ 頻回受診者への訪問指導事業

頻回受診者を保健師等が訪問指導することで、適正な受診を促し、医療費の適正化を図ります。

○頻回受診者への訪問指導事業の状況

年 度	訪問指導件数(件)		改善件数 (件)	医療費効果額(円) (指導後から3か月間)
	1回目	再訪問		
平成 26 年度	396	204	132	8,044,612
平成 27 年度	302	219	97	9,757,710

(2) ジェネリック医薬品の普及啓発

ア ジェネリック医薬品希望カード

例年8月の被保険者証一斉更新時に、被保険者証に同封してジェネリック医薬品希望カードを全被保険者に配布しています。

また、年度の途中で年齢到達により加入された方にも、被保険者証送付時に同封しています。

イ ジェネリック医薬品利用差額通知

被保険者が先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算し通知するものです。

医薬品の種類や投薬日数、ジェネリック医薬品に変更した場合の効果額などから対象者を選定し、年2回(10月・3月)、1回当たり約10,000枚を送付しています。

(3) 医療費通知

年3回(7、11、3月)、受診年月・診療区分・日数・医療費総額・医療機関名・給付割合等の医療費情報を被保険者に通知しています。

○医療費通知作成状況

年 度	作 成 数(枚)	1回当たり(枚)	作成費用額(円)
平成 23 年度	1,965,700	655,233	7,884,419
平成 24 年度	2,056,328	685,443	7,557,003
平成 25 年度	2,142,814	714,271	7,604,844
平成 26 年度	2,214,641	738,214	9,088,887
平成 27 年度	2,307,816	769,272	9,720,520

(4) ニセレセプト点検業務

一次審査を経たレセプト等について、再度、縦覧点検(同一保険医療機関につき3か月分を点検)・横覧点検(同一被保険者の同一月の給付を点検)を行っています。

○二次レセプト点検状況

年 度	件数／月(件)	委託契約額(円)	査定額*(円)
平成 23 年度	100,000	39,480,000	114,252,460
平成 24 年度	110,000	42,108,000	127,490,010
平成 25 年度	115,000	38,916,000	109,898,100
平成 26 年度	115,000	39,882,000	120,564,107
平成 27 年度	115,000	40,020,000	87,334,670

\*査定額：点検によりレセプト点数が減点となり、減額された医療費

(5) 介護保険との給付調整に係るレセプト点検

後期高齢者医療と介護保険の給付情報を突合し、後期高齢者医療に請求されたレセプトが正当であるかどうかを審査し、医療費の適正化を図っています。

○介護保険との給付調整に係るレセプト点検状況（単位：円）

年 度	契 約 額	査 定 額
平成 23 年度	2,476,800	9,217,560
平成 24 年度	944,400	4,637,370
平成 25 年度	972,000	3,912,140
平成 26 年度	999,600	4,927,250
平成 27 年度	1,004,400	5,125,340

(6) 柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ適正化啓発事業

柔道整復や鍼灸・あん摩マッサージにおいて頻回受診の傾向がある被保険者に対し、受診に関する正しい知識を啓発するためにリーフレットを送付しています。

8 一部負担金の減免

震災、風水害、火災等の災害により住宅や家財に損害を受けた場合や世帯主の疾病・負傷や事業の休廃止等により収入が激減した場合など、著しくその生活が困難となった一定の基準額以下の収入の方に対して、申請により、医療機関への一部負担金の支払いを免除、減額または支払いの猶予をしています。

また、東日本大震災等の被災者に対しては、国の基準に基づき一部負担金の支払いを免除しています。

○一部負担金減免状況

年 度	件 数(件)	金 額(円)
平成 23 年度	1,441 (736)	5,420,433 (2,013,242)
平成 24 年度	728 (519)	2,031,747 (1,504,086)
平成 25 年度	269 (119)	1,526,202 (369,975)
平成 26 年度	204 (132)	913,362 (442,060)
平成 27 年度	253 (144)	2,350,793 (1,188,640)

※ ( ) は東日本大震災等による被災者分の再掲

## 9 保健事業

### (1) 健康診査事業

市町村と委託契約を締結して健康診査事業を実施しています。

被保険者は、無料で下記の検査項目を受診することができます。

なお、市町村が地域の実情に応じて実施していることから、実施内容(集団・個別、受診券の送付、実施期間など)は、市町村により異なります。

- ・必須項目（問診、計測、診察、脂質、肝機能、代謝系、尿・腎機能）
- ・詳細項目（貧血検査、心電図検査、眼底検査）

※「国から示される補助基準単価×1/3」が、国庫補助額となります。

○健康診査の受診状況 (単位 : %)

年 度	受 診 率
平成 23 年度	31.61
平成 24 年度	32.67
平成 25 年度	32.92
平成 26 年度	34.21
平成 27 年度	35.10

### (2) 歯科健康診査事業

平成 27 年度から、口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげることを目的として、市町村が行う歯科健康診査事業に対し、後期高齢者医療制度歯科健康診査補助金を交付しています。

受診日の時点において被保険者資格を有している者が対象となり、特定健診査除外対象者及び他の歯科保健事業の対象者は、補助対象外とします。

- ・健診項目（要綱に定める項目のうち、歯の状態（現在歯、喪失歯、義歯の状態等）及び歯周組織の状況を含む 3 項目以上）

※「国から示される補助基準単価×1/3」が、国庫補助額となります。

○歯科健康診査の実施状況

年 度	実施市町村数
平成 27 年度	15

10 長寿・健康増進事業（国の特別調整交付金対象事業）

(1) 協定保養所利用助成事業

平成 21 年 6 月から、被保険者の健康の保持・増進を目的に、県内（隣接県 1 か所を含む）6 か所の保養所と協定契約を締結して、宿泊費用の一部を助成しています。

被保険者が協定保養所に宿泊すると、1 泊当たり 1,000 円（年度最大 4 泊まで）が利用料金から差し引かれます。

○協定保養所の利用実績

（単位：人）

年 度	レイクサイド 入 鹿	松 ケ 島	あいち健康の森 プラザホテル	シーサイド 伊 良 湖	サンヒルズ 三 河 湾	百 年 草	合 計
平成 23 年度	496	5,136	300	577	710	172	7,391
平成 24 年度	596	5,459	454	719	972	174	8,374
平成 25 年度	596	5,630	384	755	922	139	8,426
平成 26 年度	689	5,771	401	648	1,228	180	8,917
平成 27 年度	733	6,327	396	657	1,516	190	9,819

(2) 人間ドック（脳ドックを含む）助成事業

各市町村が実施している「人間ドック事業」については、長寿健康増進事業として国庫補助されます。

○人間ドック事業の助成状況

年 度	助成市町村数
平成 23 年度	11
平成 24 年度	15
平成 25 年度	15
平成 26 年度	16
平成 27 年度	18



### III 參考資料

## 1 財政状況

### (1) 一般会計決算の概要

#### ア 歳入

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 分担金及び負担金	円 1,044,301,000	円 1,119,131,000	円 1,210,155,000	円 1,211,240,000	円 1,298,170,000
2 国庫支出金	3,508,356,488	3,702,902,134	236,037,750	3,910,637,165	178,422,000
3 県支出金	34,447,550	18,256,000	18,273,750	0	0
4 財産収入	1,719,213	1,367,171	963,417	757,079	141,313
5 寄附金	0	0	0	0	0
6 繰入金	3,300,336,961	3,606,712,920	3,719,151,325	4,032,979,262	412,243,788
7 繰越金	171,456,982	111,827,181	86,583,028	48,908,640	37,529,089
8 諸収入	355,790	438,711	1,373,997	231,181	63,486
合 計	8,060,973,984	8,560,635,117	5,272,538,267	9,204,753,327	1,926,569,676

#### イ 歳出

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 議会費	円 3,281,295	円 3,381,094	円 3,431,097	円 3,478,248	円 3,666,124
2 総務費	740,389,473	776,104,503	908,888,396	799,696,503	874,717,623
3 民生費	7,205,476,035	7,694,566,492	4,311,310,134	8,364,049,487	982,129,438
4 公債費	0	0	0	0	0
5 予備費	0	0	0	0	0
合 計	7,949,146,803	8,474,052,089	5,223,629,627	9,167,224,238	1,860,513,185

(2) 後期高齢者医療特別会計決算の概要

ア 歳入

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 市町村支出金	円 110,027,147,463	円 119,721,859,609	円 123,850,136,829	円 131,726,846,652	円 136,464,277,090
2 国庫支出金	178,321,365,188	194,934,677,871	210,437,988,177	224,137,680,156	236,996,353,679
3 県支出金	52,754,567,051	54,680,766,520	58,406,177,753	60,650,874,623	63,992,745,038
4 支払基金交付金	260,260,225,000	272,391,133,103	286,925,517,000	294,641,140,580	311,401,232,000
5 預貯金	103,719,003	134,736,849	129,831,443	155,460,269	197,337,542
6 寄附金	0	0	0	0	0
7 繰入金	3,356,401,124	3,629,354,678	3,742,127,376	4,022,428,574	395,803,533
8 繰越金	4,176,782,987	2,513,522,540	12,201,814,167	18,919,136,314	30,747,689,335
9 預貯金繰入金	0	0	0	0	0
10 諸収入	722,283,273	682,296,166	1,058,373,882	986,265,262	1,134,395,019
合 計	609,722,491,089	648,688,347,336	696,751,966,627	735,239,832,430	781,329,833,236

イ 歳出

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 保険給付費	円 602,614,350,644	円 631,712,584,104	円 665,796,240,794	円 687,525,278,172	円 730,294,375,127
2 県財政安定化基金拠出金	1,449,127,088	1,627,000,013	1,627,000,012	1,617,429,328	1,617,429,327
3 預貯金繰出金	106,095,381	125,737,319	129,369,420	149,583,883	173,035,326
4 保健事業費	1,735,346,086	1,918,439,878	2,093,031,193	2,288,103,075	2,452,232,131
5 公債費	0	0	0	0	0
6 諸支出金	1,304,049,350	1,102,771,855	8,187,188,894	12,911,748,637	18,893,527,866
7 予備費	0	0	0	0	0
合 計	607,208,968,549	636,486,533,169	677,832,830,313	704,492,143,096	753,430,599,777

## 2 広域計画

地方自治法に基づき、広域連合は、広域連合及び広域連合を組織する地方公共団体の事務処理の基本となる広域計画の作成が義務付けられている。

現在は、第1次計画（平成19年度～平成23年度）から引き継いだ第2次計画の計画期間中（平成24年度～平成28年度）である。

---

### 第2次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画

#### 第1 広域計画の趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割を定めるものである。

第2次広域計画は、第1次広域計画の実施結果を踏まえ、広域連合と構成市町村が引き続き連携して、後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に実施するために策定するものである。

#### 第2 広域計画の項目

広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第5条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- 1 後期高齢者医療制度の実施に関する事務について、広域連合及び構成市町村が行うこと。
- 2 広域計画の期間及び改定に関する事務について、

### 第3 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施にあたり、連携して次の事務を行う。

区分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況を管理する。 被保険者の資格情報を管理する。	資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。 被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。
2 医療給付に関する事務	療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。	医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。
3 保険料の賦課及び徴収に関する事務	所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。	保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。 保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。 保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。
4 保健事業に関する事務	広域連合と構成市町村は、連携して被保険者の健康の保持増進のために健康診査事業等の必要な事業を行う。	
5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	広域連合と構成市町村は、連携して後期高齢者医療制度に関する広報広聴活動を行うとともに、医療費通知、後発医薬品の利用促進等の医療費適正化に向けた事業を行う。	

### 第4 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、その後計画期間満了前に見直しを行う。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、隨時改定を行うものとする。



IV 統 計 表  
(平成 23 年度～平成 27 年度)

## 1 市町村別被保険者数（年度末）

(単位：人)

市町村名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
名古屋市	233,468	242,604	248,962	256,438	265,294
千種区	17,216	17,800	18,064	18,470	19,036
東区	7,826	8,111	8,266	8,432	8,571
北区	20,074	20,808	21,292	21,874	22,513
西区	15,484	16,140	16,608	17,148	17,734
中村区	16,567	16,894	17,213	17,397	17,716
中区	7,151	7,400	7,518	7,620	7,855
昭和区	12,027	12,263	12,431	12,555	12,757
瑞穂区	13,118	13,387	13,521	13,748	13,943
熱田区	7,878	8,133	8,251	8,311	8,447
中川区	21,707	22,681	23,287	24,082	24,994
港区	14,804	15,449	15,898	16,620	17,289
南区	17,359	18,018	18,378	18,721	19,287
守山区	16,050	16,902	17,599	18,338	19,273
緑区	19,445	20,569	21,467	22,619	23,832
名東区	13,395	13,966	14,512	15,115	15,819
天白区	13,367	14,083	14,657	15,388	16,228
豊橋市	38,301	39,592	40,479	41,787	43,194
岡崎市	33,583	34,901	35,782	36,889	38,360
一宮市	39,045	41,060	42,696	44,762	46,860
瀬戸市	14,741	15,445	15,939	16,536	17,395
半田市	11,611	12,031	12,305	12,716	13,207
春日井市	27,337	29,032	30,569	32,120	34,086
豊川市	19,143	19,904	20,352	21,038	21,887
津島市	7,103	7,407	7,648	7,920	8,321
碧南市	7,613	7,800	7,915	8,027	8,205
刈谷市	10,983	11,513	11,903	12,375	12,934
豊田市	32,272	34,112	35,293	36,839	38,856
安城市	14,379	14,959	15,569	16,166	16,898
西尾市	18,342	18,813	19,024	19,380	19,847
蒲郡市	10,466	10,791	10,943	11,297	11,610
犬山市	8,239	8,602	8,890	9,221	9,725
常滑市	6,853	7,048	7,196	7,360	7,596
江南市	10,463	10,979	11,405	11,893	12,521
小牧市	12,258	13,027	13,621	14,402	15,305
稻沢市	13,988	14,606	15,037	15,657	16,395

(単位:人)

市町村名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新城市	8,269	8,415	8,427	8,401	8,549
東海市	9,337	9,858	10,327	10,758	11,345
大府市	6,868	7,235	7,571	7,991	8,417
知多市	7,878	8,360	8,727	9,174	9,681
知立市	5,411	5,720	5,959	6,176	6,403
尾張旭市	7,544	7,942	8,283	8,723	9,205
高浜市	4,098	4,239	4,302	4,420	4,507
岩倉市	4,320	4,540	4,693	4,987	5,242
豊明市	6,256	6,639	6,960	7,367	7,782
日進市	6,451	6,849	7,143	7,540	7,940
田原市	8,243	8,363	8,407	8,415	8,490
愛西市	7,535	7,892	8,173	8,513	8,956
清須市	6,410	6,745	6,942	7,157	7,401
北名古屋市	6,830	7,306	7,704	8,240	8,801
弥富市	4,413	4,591	4,723	4,895	5,137
みよし市	3,353	3,555	3,750	4,021	4,272
あま市	7,773	8,345	8,774	9,347	9,926
長久手市	3,086	3,260	3,376	3,560	3,792
東郷町	3,122	3,298	3,488	3,684	3,950
豊山町	1,130	1,203	1,253	1,349	1,445
大口町	1,921	2,018	2,101	2,211	2,390
扶桑町	3,609	3,766	3,930	4,109	4,303
大治町	2,106	2,289	2,405	2,544	2,723
蟹江町	3,512	3,715	3,828	3,994	4,202
飛島村	636	629	640	643	647
阿久比町	2,785	2,929	3,015	3,147	3,297
東浦町	4,726	4,955	5,146	5,352	5,669
南知多町	3,429	3,464	3,463	3,515	3,517
美浜町	2,844	2,927	2,958	3,083	3,181
武豊町	3,765	3,918	4,108	4,243	4,521
幸田町	3,216	3,318	3,411	3,535	3,753
設楽町	1,638	1,616	1,606	1,583	1,572
東栄町	1,197	1,179	1,141	1,134	1,107
豊根村	398	400	389	372	360
合計	724,297	755,704	778,651	807,006	840,979

※ 千種区～天白区は名古屋市分の再掲。

※ 市町村合併、市制施行を行った市町村は、新市町村名で表示。





















○平成 26 年度（平成 26 年 3 月診療分～平成 27 年 2 月診療分）

※ ( ) 数値は再掲

		件数	日数	①費用額 ①=②+③	②保険者負担分	③一部負担金	
療養給付費	診療費	入院	件	日	円	円	(再掲) 現物高額療養費
		医科	582,605	10,030,346	312,908,761,340	277,079,217,944	35,829,543,396
		入院外	12,931,752	25,869,945	252,355,026,900	222,751,449,578	29,603,577,322
	歯科	小計	13,514,357	35,900,291	565,263,788,240	499,830,667,522	65,433,120,718
		入院	1,774	14,501	556,103,580	488,582,524	67,521,056
		入院外	2,073,893	4,062,647	28,399,696,870	25,029,923,117	3,369,773,753
	調剤	小計	2,075,667	4,077,148	28,955,800,450	25,518,505,641	3,437,294,809
		小計	7,320,246	(10,185,692)	114,722,743,030	101,374,932,327	13,347,810,703
		中計	22,951,807	40,392,917	731,012,784,328	642,412,010,840	88,600,773,488
療養費等	食事・生活		(4,854)			27,403,130	標準負担額 △ 27,403,130
	療養費の支給	一般診療	368	623	16,023,778	13,731,620	2,292,158
		補装具	33,155		1,146,176,056	1,012,433,866	133,742,190
		柔道整復師の施術	493,979	3,359,536	4,879,202,730	4,312,601,985	566,600,745
		あん摩マッサージ	141,085	1,358,620	4,505,714,784	3,997,495,341	508,219,443
		はり・きゅう	121,413	978,945	2,293,149,440	2,033,698,953	259,450,487
		その他負担割合差額	(1,245)		0	4,091,776	△ 4,091,776
		小計	790,000	5,697,724	12,840,266,788	11,374,053,541	1,466,213,247
	移送費		0		0	0	
	中計		790,000	5,697,724	12,840,266,788	11,401,456,671	1,438,810,117
	大計		23,741,807	46,090,641	743,853,051,116	653,813,467,511	90,039,583,605
23,426,757,864							

		件数	給付額
高額療養費	現物給付分	件	円
		658,547	23,426,757,864
	償還給付分	1,164,369	6,503,587,808
合計		1,822,916	29,930,345,672

		件数	給付額
高額介護合算療養費		件	円
		42,641	610,565,259

		件数	給付額
葬祭費		件	円
		43,773	2,188,650,000









## 5 医療費等決算数値の推移

No.		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①	平均被保険者数（人）	707,678	737,736	765,370	789,723	821,622
②	診療日数（日）	43,446,039	44,394,500	45,454,542	46,090,641	47,285,795
③	件数（件）	20,384,734	21,579,461	22,736,636	23,741,807	25,007,751
④	医療費総額（円）	654,265,790,431	684,199,455,432	720,692,040,906	743,853,051,116	788,764,124,056
⑤	医療給付費総額（円）	599,410,336,784	628,388,292,515	662,382,698,593	684,354,378,442	726,868,182,379
⑥	一部負担相当金総額（円）	54,855,453,647	55,811,162,917	58,309,342,313	59,498,672,674	61,895,941,677
⑦	保険者負担率 (⑤/④)	91.6%	91.8%	91.9%	92.0%	92.2%
⑧	1人当たり医療費（円） (④/①)	924,525	927,431	941,626	941,916	960,009
⑨	1人当たり医療給付費（円） (⑤/①)	847,010	851,779	865,441	866,575	884,675
⑩	1日当たり医療費（円） (④/②)	15,059	15,412	15,855	16,139	16,681
⑪	1日当たり医療給付費（円） (⑤/②)	13,797	14,155	14,572	14,848	15,372
⑫	1件当たり医療費（円） (④/③)	32,096	31,706	31,697	31,331	31,541
⑬	1件当たり医療給付費（円） (⑤/③)	29,405	29,120	29,133	28,825	29,066
⑭	1人当たり件数（件） (③/①)	28.8	29.3	29.7	30.1	30.4

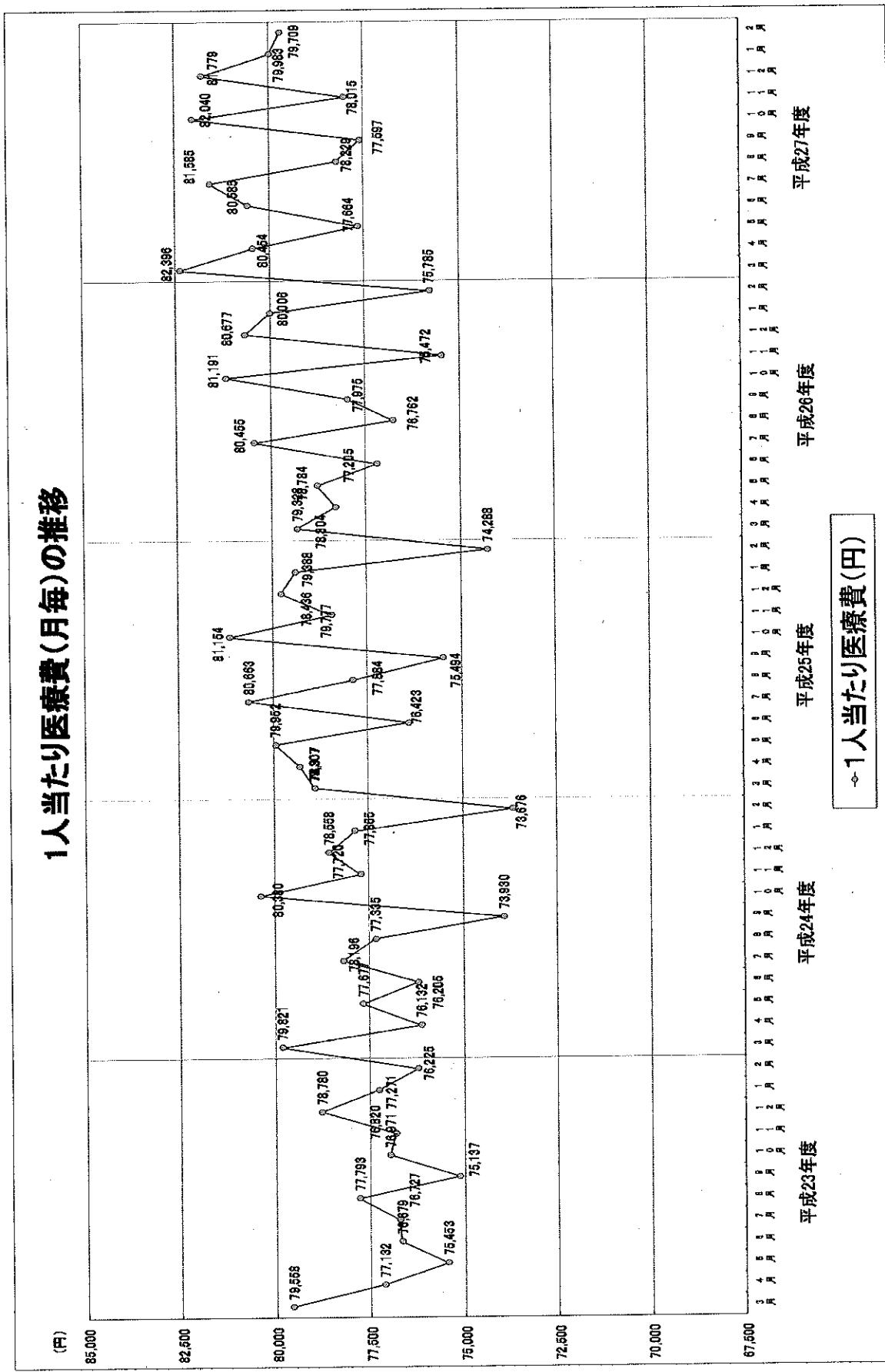
※各年度3月～2月の数値となります。

※平均被保険者数は、各月末現在の被保険者数の平均値となります。

※旧総合病院の外来レセプトは、複数科受診の被保険者について1件での請求となっています。

## 1人当たり医療費(月毎)の推移

(円)



→1人当たり医療費(円)

平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度



